

## 一般競争入札の公告

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程第4条の規定により、産業廃棄物処理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成30年3月12日

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

理事長 栗谷 義 樹

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形県酒田市あきほ町30番地 日本海総合病院 第1会議室
- (2) 日時 平成30年3月29日(木) 午前10時00分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び予定数量

産業廃棄物処理業務

イ 収集運搬業務

- |                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| (イ) 感染性廃棄物         | 年間予定数量 169,000 k g       |
| (ロ) 廃プラスチック類       | 年間予定数量 340m <sup>3</sup> |
| (ハ) 廃プラスチック類(紙おむつ) | 年間予定数量 320m <sup>3</sup> |
| (ニ) ガラスくず・陶磁器くず    | 年間予定数量 40m <sup>3</sup>  |
| (ホ) 粗大ごみ(木くず)      | 年間予定数量 710 k g           |
| (ヘ) 粗大ごみ(金属くず)     | 年間予定数量 6,100 k g         |
| (ト) 粗大ごみ(廃プラスチック類) | 年間予定数量 3,900 k g         |

ロ 処分業務

- |                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| (イ) 感染性廃棄物         | 年間予定数量 169,000 k g       |
| (ロ) 廃プラスチック類       | 年間予定数量 340m <sup>3</sup> |
| (ハ) 廃プラスチック類(紙おむつ) | 年間予定数量 320m <sup>3</sup> |
| (ニ) ガラスくず・陶磁器くず    | 年間予定数量 40m <sup>3</sup>  |
| (ホ) 粗大ごみ(木くず)      | 年間予定数量 710 k g           |
| (ヘ) 粗大ごみ(金属くず)     | 年間予定数量 6,100 k g         |
| (ト) 粗大ごみ(廃プラスチック類) | 年間予定数量 3,900 k g         |
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による
  - (3) 契約期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(4) 入札方法 (1)のイの(i)から(ト)及びロの(i)から(ト)ごとの1単位(kg・m<sup>3</sup>)当たりの単価に年間予定数量を乗じた額の総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。契約は単価契約とし、契約金額については、入札書記載の(1)のイの(i)から(ト)及びロの(i)から(ト)ごとの1単位当たりの単価に100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その小数第3位以下を切り捨てた金額)とする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程第3条第4項の規定に該当しないこと。
- (2) 山形県財務規則第125条第5項の競争入札参加者名簿又は酒田市契約規則第27条第3項の指名競争入札登録簿に搭載されていること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱又は酒田市建設工事請負業者指名停止要綱による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 2の(1)のイの役務に係る営業に関し、庄内地区に所在(本店、支店、営業所)を有すること。
- (5) 2の(1)のイの役務に係る営業に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。)第14条第1項及び第14条の4第1項の規定による許可を受けているとともに、2の(1)のロの役務に係る営業に関し、廃掃法第14条第6項及び第14条の4第6項の規定による許可を受けていること又は当該許可を受けている者(以下「処分業の許可を受けている者」という。)にこの契約による産業廃棄物を搬入する場合にあっては、当該者がその役務の履行に係る営業に関し、廃掃法第14条第6項及び第14条の4第6項の規定による許可を受けていることを証明できること。
- (6) この公告による入札において、他の入札参加者に係る2の(1)のロの役務を履行する者となっていないこと。
- (7) 次のいずれかにも該当しないこと。

イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して賃金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形県酒田市あきほ町 30 番地 日本海総合病院 総務課施設係 0234-26-2001

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)のイの(イ)から(ト)及びロの(イ)から(ト)ごとの年間予定数量を乗じた額の合計額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程第29条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札説明書9入札の無効各号に該当する入札は、無効とする。

7 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札の参加資格確認申請書及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書(以下「応札役務仕様書」)を平成30年3月23日(金)午後5時までに4の契約に関する事務を担当する部局等に提出すること。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。なお、廃掃法第14条第6項及び第14条の4第6の規定による許可を受けていない者が落札者となった場合は、2の(1)のイ及びロの役務を履行する物ごとに契約を締結するものとする。

(4) 当該契約書には、談合等に係る契約解除、賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め及びこの契約に係る次年度以降の予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 年間予定数量は前年度実績等で算出したもので、その数量を保証するものではない。

(7) 詳細については入札説明書及び仕様書による。